

### **解体等届出(滅失)の特例措置**

解体等届出(滅失)のお手続きの際は、自動車検査証(車検証)、ナンバープレート2枚、罹災証明書及び申請書等を準備いただく必要がありますが、震災の影響により準備できない場合は、以下の特例的な取扱いを行います。

#### □自動車検査証(車検証)が無い場合

- ・ 申請書 に車両番号または車台番号を記載いただく必要がありますので、不明の場合は軽自動車税(種別割)納税証明書等での確認または使用の本拠の位置を管轄する自治体にご確認ください。  
また、届出者は使用者及び所有者となるため、それぞれの氏名(名称)及び住所を記載いただく必要があります。

#### □ナンバープレートが無い場合

- ・ 車両番号標未処分理由書 の提出が必要となります。

#### □罹災証明書等の入手が困難な場合

- ・ 自動車被災し滅失等した旨の申立書 を提出いただくことで、罹災証明書に代えることができます。

#### □自動車検査証上の所有者がお亡くなりになっている場合

- ・ 戸籍謄本(所有者がお亡くなりになったこと及び所有者との関係が分かるもの)等が必要となります。

#### □代理申請の場合

- ・ 申請依頼書 の提出が必要となります。

申請書、車両番号標未処分理由書、申立書及び申請依頼書は、当日、受付窓口に準備しております。

注1 事業用(黒ナンバー)としてお車を使用していた場合は、事業用自動車等連絡書が必要となります。

注2 上記の解体等届出(滅失)のお手続きを行うと車両を再使用できなくなりますので、被災状況により車両を再使用される可能性がある場合は自動車検査証返納届(一時使用中止)のお手続きを行ってください。

### **被災自動車の重量税特例還付申請**

還付対象自動車は、災害発生日(令和6年1月1日)時点で車検残存期間が1ヶ月以上あるものが還付対象です。車検の残り期間に応じて還付されます。

解体等届出(滅失)のお手続きの後、特例還付申請書等を提出してください。

自動車検査証上の所有者がお亡くなりになっている場合

- ・ 戸籍謄本(所有者がお亡くなりになったこと及び所有者との関係が分かるもの)等が必要となります。

代理申請や代理受領をする場合

- ・ 代理申請・代理受領に係る委任状が必要となります。

上記申請に伴う特例還付申請書および委任状は、当日、受付窓口に準備しております。